

## 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人さつき福祉会  
集いの場 ふりーばード

### 1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束（行動制限含む）は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが、身体拘束等の廃止に向けた意識をもって、身体拘束等を行わない支援の実施に努めるものとします。

利用者又は、他の利用者などの生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない身体拘束等にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を適切に記録・検証し、不要な身体拘束等の廃止に努めます。

緊急やむを得ない場合の例外（3要件＋4）

#### 要件

##### ①切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

##### ②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

##### ③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること

#### 手続きの4原則

##### ①組織として検討・決定

個別支援会議などにおいて組織として検討し、決定する必要がある。

##### ②個別支援計画に記載

身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由、拘束解消の方針を記載する。

##### ③本人・家族への説明

利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要である。

##### ④記録の作成

実際に行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

### 2. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体的拘束適正化検討委員会を設置します。

#### ○設置目的

- ・事業所内での身体拘束等の廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の廃止に関する職員全員への指導

○身体的拘束適正化委員会の構成員

- ・管理者（所長・副所長・サービス管理責任者）（責任者）
- ・生活支援員
- ・職業指導員
- ・就労支援員
- ・調理員

○身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・当事業所では、「身体的拘束等の適正化のための職員研修」とあわせて、少なくとも6か月に1回開催し、それ以外の開催は必要に応じ開催します。

### 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての従業員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施します。

研修は少なくとも年1回以上の開催とし、それ以外の開催は必要に応じ開催します。

新規採用時には、必ず本研修を実施します。

本研修の実施内容については記録をし、保存することとします。

### 4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

あらかじめ適切な手続きを行った上で、のやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を適切に記録し、身体的拘束適正化検討委員会に報告します。

事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで責任者への報告を行うこととします。当該報告を受けた責任者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めることとします。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次項に記載する手続きに則り、報告を行うこととします。

### 5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

身体拘束禁止の対象となっている具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ペ

ルト、車いすテーブルをつける。

- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

#### ○カンファレンスの実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。
- ・要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。
- ・また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### ○利用者本人や家族に対しての説明

- ・身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ・また、身体拘束等の同意期限を越え、なお拘束等を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

#### ○記録と再検討

- ・緊急やむを得ない身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- 身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。

#### ○拘束等の解除

- ・再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当事業所ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

### 7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

3. に定める研修会のほか、行政や団体等により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

(2022年 4月 1日作成)